

(写)

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第33号

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市印鑑条例（平成10年龍ヶ崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

付 則

この条例は、令和2年1月30日から施行する。